

## ＜改訂版＞ふじのくに生物多様性地域戦略パブリックコメントにおける御意見及びそれに対する県の考え方等

- 1 意見募集期間 令和5年2月10日（金）から令和5年3月7日（火）まで
- 2 意見件数等 8人の方から49件の御意見をいただいた。
- 3 意見区分等

区 分		内 容	件 数
A	御意見を踏まえて案を修正する	御意見の趣旨を踏まえ、案を修正する場合	9件
B	御意見の趣旨を踏まえて取り組む	案の修正はしないが、御意見を踏まえて取り組む場合	17件
C	業務の参考とする	現時点では意見を計画や取組に反映することは困難だが、今後の参考とする場合	14件
D	原案のとおりとする	計画の修正に関わる意見だが、修正せず原案のとおりとする場合	3件
E	計画に記載済み	計画への記載についての意見だが、既に記載してある場合	6件
計			49件

### 4 御意見の内容及びそれに対する県の考え方

番号	該当部分	御意見の内容（概要）	県の考え方
1	全体	生物多様性のポイントを押さえている県民は少ないと思う。ポイントを覚えてもらえるように、お笑い芸人とコントを作るとか、インフルエンサーとコラボするなど、周知徹底策を練る必要がある。	B ・シンポジウムの開催やオンライン講座の配信等を通じて、県民の皆様の生物多様性に関する理解及び関心が高まるよう、普及啓発を行ってまいります。 ・普及啓発にあたっては、「生物多様性」という言葉の認知だけでなく、生物多様性への取組が県民の皆様の暮らしや事業活動において定着するよう、内容の充実に取り組んでまいります。
2	全体	生物多様性分野のイベント、説明会、講習会、会議などは、どんどん実施してほしい。県の開催会場は、静岡市、浜松市に集中しており、沼津市、三島市などの県東部でも積極的に展開をお願いしたい。	
3	全体	国や県だけでなく、企業や我々県民一人ひとりが率先して生物多様性の保全に配慮した取組を進めることが重要である。	

番号	該当部分	御意見の内容（概要）	県の考え方		
4	全体	地域戦略は、策定している市町が少ないように感じる。地域戦略の策定の意義、重要性、優先度など、理由は様々あると思うが、県と市町の一体感を持った政策は、成功へのカギとなる。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域固有の生物の多様性の保全を図るため、各市町において生物多様性地域戦略（以下、「地域戦略」）を定めていただき、地域の方々や事業者が生物多様性の重要性を認識し、日常生活や事業活動における行動変容につなげることが重要です。</li> <li>・引き続き、会議の場を活用した働きかけや、個別訪問による丁寧な意見交換等により、市町において地域戦略が策定され、地域の実情に合った環境施策が展開されるよう、継続的に働きかけてまいります。</li> </ul>	
5		県の頑張りが必要だが、県民は、県よりも身近な各市町の情報に敏感なので、市町の力は不可欠だ。市町の地域戦略策定に向け、粘り強く、必要性、実行性を働きかけてほしい。	B		
6		各市町で地域戦略を策定すれば、エリアの特徴も明確な違いが出てくる。地域戦略の策定に消極的な市町に対し、県は強い姿勢で臨んでほしい。そして、補助金事業を含めて、異次元の環境政策を前に進めてほしい。	B		
7		県は地域戦略の策定に後ろ向きな市町に対して、生物多様性の重要性を認識させ、各地域で地域戦略の策定を進め、生物多様性の保全、回復に向けた活動が広がることを期待する。	B		
8		県において、数値目標を設定する際には、県民目線も盛り込む設定を期待したい。	C		<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見については、次期地域戦略の管理指標の設定にあたり、参考とさせていただきます。</li> </ul>
9		地域戦略に記載されている内容については、計画で終わるのではなく、事業として進めて欲しい。	B		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域戦略を策定するだけでなく、地域戦略に基づき県民の皆様や事業者が生物多様性の重要性を認識し、日常生活や事業活動における行動変容につなげることが重要です。</li> <li>・県では、毎年、地域戦略の取組の評価等を行い、有識者等で構成する「ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議」に諮り、改善に向けた助言・提言をいただきながら、地域戦略に基づく取組を推進しております。</li> <li>・今後も PDCA サイクルを適切に実施し、地域戦略の着実な進行管理を図ってまいります。</li> </ul>
10		誤字や用字のばらつきがある。	A		<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見のとおり修正いたします。</li> </ul>

番号	該当部分	御意見の内容（概要）	県の考え方
11	p. 30 哺乳類ほか	・種名を標準和名に統一をしてはどうか。 カモシカ → ニホンカモシカ キツネ → ホンドギツネ タヌキ → ホンドタヌキ など	D ・一般的に使用されているわかりやすい名称として意図的に使用しているため、修正せず原案のとおりとさせていただきます。
12	p. 31 爬虫類	ニホンイシガメへの脅威として、侵略的外来生物であるクサガメとの交雑があるので記述してほしい。	C
13		在来種とされてきたクサガメが古い外来種であると判明し、イシガメとの交雑で脅威となっていることを加筆してほしい。	C
14	p. 32 淡水魚類	コイ、ニジマスが侵略的外来生物であることを記述してほしい。	C ・御意見については、次期地域戦略の策定にあたり、参考とさせていただきます。
15	p. 32 昆虫類	1990年ころ以降、アカトンボ類、水生昆虫が激減している。ネオニコチノイド系農薬の脅威が指摘されていることを記述してほしい。	C ・御意見については、現状を把握の上、次期地域戦略の策定にあたり、参考とさせていただきます。
16	p. 47 人の営みと生物多様性	P4の「本県の産業を支える生物多様性」の農林水産業、製造業は、P47～の「人の営みと生物多様性」の中に入れてもよいのではないか。 人の営みは、生業が生物多様性を生み出してきた面と、近代化と共にマイナスの影響を及ぼしてきた面があるため。	C ・御意見については、次期地域戦略の策定にあたり、参考とさせていただきます。

番号	該当部分	御意見の内容（概要）	県の考え方
17	p. 66 コラム 竹粉による 生ごみの堆 肥化	竹粉を使うと、生ゴミを70%減量できるという記述がある。その後に「残った30%」と記されているため、70%はどこかに行ったように誤解を招くおそれがある。主に水分が除かれた結果かと思うが、「減量後に残った30%」と記述してはどうか。	A ・御意見の趣旨を踏まえ、修正いたします。 【修正箇所】 (略) 生ゴミを約70%減量でき、残りの減量後に残った約30%は堆肥として活用できることが分かりました。(略)
18	p. 69 湿地・干潟	「県西部の湿地では」の文章に、「周伊勢湾地域の東縁にあたり、この地域には東海丘陵要素の植物等が見られる」という記述を加筆してほしい。	C ・御意見については、次期地域戦略の策定にあたり、参考とさせていただきます。
19	p. 72 藻場	他の記載と統一して、以下のとおりとしてはどうか。 栄養分 → 栄養塩	A ・御意見のとおり、修正いたします。
20	p. 74 生物多様性 が豊かな駿 河湾	駿河湾の海水について、「海底からメタンに富んだ水が上がってくる」という記述がある。冷水湧出帯のことだと思うが、メタンを含んでいることは事実としても、そのことが生物多様性が高い理由になっているということは、すぐには分かりにくく、説明が飛躍しているように感じる。「海底の冷水湧出帯から水が上がってくる」と記述してはどうか。	A ・御意見のとおり、修正いたします。
21	p. 87 アサリやウ ナギ等の水 産資源	アサリ資源衰退の原因の全容は解明されていないと思うが、本質的には浜名湖（都田川）流域の開発と今切口の構造変化が大きな影響を及ぼしているはずである。 そのことを記述した上で、「人の活動とアサリ資源の復活を両立させていくことは困難で、今できる対策としてはアカエイやクロダイの捕食を防止すること」と記述してはどうか。	A ・御提案のあった” 浜名湖（都田川）流域の開発と今切口の構造変化がアサリ資源の減少にどの程度影響を及ぼしているはずである。” 及び” 人の活動とアサリ資源の関連性” の2点については、いずれも関係性が明確でないため、記述は見送らせていただきます。 ・なお、” 今できる対策” に関する御提案については、近年、クロダイ被害が多く寄せられていることから、第5章のP. 151に具体的な取組として記載いたします。

番号	該当部分	御意見の内容（概要）	県の考え方
22	p. 91 視点⑤ 気候変動に 対応する	「人為的な対策によりその影響を広範に抑制することは不可能です」の記述は、本当に不可能かもしれないが、気候変動（地球温暖化）を軽減する努力を否定するような意味に取られては困るので、「人為的な対策によりその影響を広範に抑制することは極めて困難です」と記述してはどうか。	A ・御意見のとおり、修正いたします。
23	p. 104 30by30 目標 に基づく生 物多様性の 保全	国は 30by30 の取組を推奨している。静岡県も次世代に引き継がなければならない守るべき自然がたくさんあるので、県内の保全区域を 30%以上確保するようお願いしたい。	B ・30by30 目標については、生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) において、世界全体として取り組む事項として位置づけられております。
24		改定内容として、新規に 30by30 目標に基づく、生物多様性の保全について、導入されている点は、高く評価できる。	E ・30by30 の達成に向けて、自然環境保全地域や鳥獣保護区などの法令によって自然が守られている保護地域の拡張や、保護地域以外の生物多様性の保全に資する地域の OECM 認定に向けた支援などに積極的に取り組んでまいります。
25	p. 104 ほか アカウミガ メの保護	産卵の往来を遮蔽する海浜ブロック、過剰なふ化場への移植・集約、人工放流が危機を招いている。産卵・自然ふ化脱出ができる妨害物のない砂浜の多様性を維持・保全することが最優先だと考える。卵の移植やふ化場、人工放流は必要最小限に止めるべきでないか。	C ・御意見の趣旨を踏まえ、引き続きアカウミガメの保護に取り組んでまいります。
26	p. 106 外来生物の 駆除・移動制	特定外来生物の扱いについての注意喚起をもっと強くお願いしたい。具体的には、市町に対して、市民への注意喚起の必要性を伝える内容を追加して欲しい。	B ・御意見の趣旨を踏まえ、注意喚起を行ってまいります。
27	限	「外来生物であるブラックバスやブルーギル」という表現は、「特定外来生物」あるいは「侵略的外来生物」とした方がよい。また、アメリカザリガニとミシシッピアカミミガメは、条件付特定外来生物（6月より指定）と説明したほうがよい。	A ・御意見の趣旨を踏まえ、修正いたします。 【修正箇所】 ・ <u>特定外来生物であるブラックバスやブルーギルは、(略)</u> ・ <u>令和 5 年 6 月 1 日以降、野外への放出等を許可なく行うことが禁止される</u> アメリカザリガニとアカミミガメは、(略)

番号	該当部分	御意見の内容（概要）	県の考え方
28	p. 106 外来生物の 駆除・移動制 限	「緑化工法で『在来種』を使うように努める」という箇所は、「地域の遺伝子多様性も考慮する」観点を加えてほしい。	C ・公共工事に地域性系統の植物を使用することが望ましいですが、供給量が少なく、導入が難しい状況です。このため、現時点では意見を計画や取組に反映することは困難ですが、今後の参考とさせていただきます。
29	p. 108 遺伝的攪乱 に配慮した 漁業	内水面（河川、湖沼）の魚苗生産について、地域の遺伝子多様性も考慮して親魚を選んでほしい。少なくともニッコウイワナをヤマトイワナ生息域に放流することは避けていただきたい。	E ・本文に記載されているとおり、地域固有種の遺伝的攪乱を防ぐため、井川漁協ではヤマトイワナの増殖に取り組んでおり、ニッコウイワナの放流は行っておりません。
30	p. 109 被害防止や 個体数調整 による鳥獣 被害対策	令和3年度の管理捕獲による捕獲頭数は過去最多となった。今後、同水準の捕獲をするためには、ニホンジカの生息状況をリアルタイムで把握する手法や、ドローンや捕獲情報アプリ等のICT等を活用した捕獲技術開発が大変重要となるので、対応をお願いしたい。	B ・今後は、奥山や県境付近等の高密度な生息地における捕獲の強化に取り組むとともに、ドローンを使って、ニホンジカの生息状況をリアルタイムに把握して捕獲する等、DXを活用した効率的かつ効果的な捕獲活動を推進してまいります。
31		ニホンジカと人の共生のための重要なポイントは、「捕獲（頭数）」から「被害軽減」に移行していくと思われる。今後、「農業被害額」以外で、自然生態系などの被害・回復状況が分かる指標づくりにも努めていただきたい。	C ・次期「第二種特定鳥獣管理計画」の策定に当たり、植生の衰退度など新たな指標の設定について検討してまいります。
32	p. 109 狩猟者の育 成確保	捕獲技術のレベルに応じた研修会や学生向けの講習会を引き続き開催することで、野生鳥獣の捕獲の担い手の確保に努めていただきたい。	B ・捕獲体制の維持・強化を図るため、捕獲者の技術レベルに応じた研修会等を引き続き実施してまいります。
33	p. 111 消費生活に おける生物 多様性への 配慮	海を漂い、海岸に漂着するゴミの多くはプラスチックであり、それが小さくなってマイクロプラスチックとなり、魚や動物がこれを飲み込むことで、生態系に影響を及ぼしている。この解決には、県民ひとりひとりが、ゴミを出さないことやプラスチックを使わないなどの意識を高めることが必要である。	B ・ごみ削減に必要な従来の3Rに県独自の3R（Refuse：レジ袋を断る、Return：ごみを持ち帰る、Recover：清掃活動に参加する）を加え、プラスチックごみの発生抑制と海洋流出防止の取組を呼びかける「6R 県民運動」を展開しています。今後も市町や賛同者と連携し、県民一人ひとりの取組の実践を呼びかけてまいります。

番号	該当部分	御意見の内容（概要）	県の考え方
34		<p>プラスチックの排出を減らす方法をすぐに示すことはできないかもしれない。しかし、プラスチックごみ問題は、プラスチックの使用を抑制するなどの対策も検討しなければならないくらい重要な課題であると認識しているような記述があってもよいと感じた。</p>	B
35	<p>p. 134 水辺の国勢調査や河川整備計画等に係る調査</p>	<p>水辺の国勢調査については、ぜひ都田川水系（浜名湖、佐鳴湖）でも同様の調査をお願いしたい。</p>	<p>C</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水辺の国勢調査は、河川を生物環境という観点からとらえ、定期的、継続的、統一的に基礎情報を収集整備することを目的として、一級水系の河川を対象に、5年に一度、国が魚類調査や植物調査などの生物調査を実施しています。</li> <li>都田川水系など県の管理する二級水系については、河川法に基づき治水・利水・環境のバランスの取れた河川整備を進めるため、河川整備基本方針や河川整備計画の策定などに合わせ、魚類調査や植生調査を行い、水系内における河川環境の把握に努めております。また、河川改修の実施などにより河川環境に影響を及ぼすことが想定される場合などには詳細な調査を行い、必要な対策を行うなど河川環境の保全に努めてまいります。</li> </ul>
36	<p>p. 142～ 第5章</p>	<p>静岡県には、他県にはない誇るべき富士山や南アルプスや浜名湖があり、この地域しか生息しない貴重な動植物がいる。この資源を保全するだけでなく、回復させる取組を進め、未来に引き継ぐことが必要である。</p>	<p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界クラスの資源を有する伊豆半島、富士山、南アルプス、浜名湖を重点地域として、様々な取組を展開しております。</li> <li>県民一人ひとりが生物多様性の重要性を認識し、社会全体で生物多様性の保全と回復を進める必要があります。引き続き、地域の団体や事業者と連携することで、本県の貴重な動植物を未来に引き継いでまいります。</li> </ul>

番号	該当部分	御意見の内容（概要）		県の考え方
37	p. 143 伊豆半島	特定外来生物のクリハラリスの記述がありますが、浜松市での状況も記述してほしい。	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の市町の取組状況については、各市町の地域戦略で記載していただくこととしているため、原案のとおりとさせていただきます。</li> <li>なお、「生物多様性はままつ戦略」においては、生息域を広げているクリハラリスの対策として、「浜松市クリハラリス防除実施計画」を策定し、市民参加型の対策に取り組んでいる旨の記載があります。</li> </ul>
38	p. 148～ 南アルプス	「南アルプスを未来につなぐ会」や「南アルプス学会」、「南アルプスみらい財団」など、南アルプスの希少な生態系を保全するための体制ができており、評価する。	E	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も南アルプスをより良い形で未来に引き継ぐため、科学的知見に基づき環境保全を進めながら利活用を促進してまいります。</li> </ul>
39		南アルプスに関する記載が充実しており、評価する。	E	
40		南アルプスは行くだけで大変な場所で、若い研究者でないと研究活動を続けられない。若い世代の研究者が、南アルプスの研究活動に興味を持ってもらえるような、人材育成が重要である。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見を踏まえ、若手研究者を育成し、南アルプスを将来にわたり研究できる体制づくりに取り組んでまいります。</li> </ul>
41	p. 149 地域の取組紹介 ヤマトイワナ等の生息地の保護及び遺伝的攪乱の防止	生息地の一部を禁漁にして、維持水量も増やし、交雑を防ぐ対策をして効果的な保護対策をお願いしたい。リニア工事の影響からヤマトイワナを守ろうという県の意気込みをみせてほしい。そして、生態系と内水面漁業との共存を実現させてほしい。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヤマトイワナの生息地である大井川の源流域は、井川漁協による漁場管理が行われております。漁協では、水産資源保護の観点から、ヤマトイワナをはじめとする重要種の生息域について禁漁区域を設定し、水産資源の保護培養に努めております。また、漁協では地域固有種の遺伝的攪乱を防ぐため、ヤマトイワナの増殖に取り組んでおります。</li> <li>今後も生態系保全と水産資源保護が共存できるよう、取り組んでまいります。</li> </ul>

番号	該当部分	御意見の内容（概要）	県の考え方
42	p. 150 ニホンウナギの資源管理	漁業法の制約はあるが、種苗生産の確立していないニホンウナギの放流は、単に個体を移動させているだけであって自然状態のニホンウナギ資源の回復には効果がない。放流を止めることも検討しているくらいの表現はできないか。	D <ul style="list-style-type: none"> <li>・県では、民間団体が行っているクラウドファンディングを活用した親ウナギ放流事業に対し、H29 から補助を行っております。産卵間近の親ウナギが漁獲され、食用として消費されれば資源回復にはつながりませんが、買い上げ後に今切れ沖で放流することにより、マリアナ海嶺まで産卵に向かうことができれば資源増殖につながるほか、ウナギの保護活動を多くの人にPR する効果も期待されます。</li> <li>・御提案いただいた、放流を止めることについては、県として現時点において検討しておりません。このため、原案のとおりとさせていただきます。</li> </ul>
43	p. 151 地域の取組紹介 佐鳴湖の浄化	佐鳴湖の水問題の焦点は、水質指標から生態系と物質循環に移りつつあるので、そのことを表現してほしい。	A <ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見の趣旨を踏まえ、修正いたします。</li> </ul> <p><b>【修正箇所】</b>  <u>佐鳴湖は、「佐鳴湖水環境向上計画」を平成 27 年度に策定し、「水質・水量」の環境分野のみならず、「自然・生物」、「周辺環境」の分野を新たに追加し、令和元年度までの 5 年間の目標や取組内容を設定し、佐鳴湖の水環境を総合的かつ計画的に推進してまいりました。</u>  <u>令和 2 年度からは、各分野の垣根を超えた連携を目指した「佐鳴湖水環境向上計画（第二期）」を策定し、さらなる佐鳴湖の水環境の向上を推進しています。</u></p>
44		佐鳴湖周辺では、昆虫食倶楽部が、ミシシippアカミミガメの駆除活動や「ガチ！生物多様性塾」の開催を行っている。佐鳴湖周辺の市民活動にもスポットを当てていただけると嬉しい。	C <ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見については、現状を把握の上、次期地域戦略の策定にあたり、参考とさせていただきます。</li> </ul>

番号	該当部分	御意見の内容（概要）	県の考え方
45	p. 153 地域の取組紹介 椎ノ木谷のミカワバイケイソウの保全	遠州自然研究会が関わっていたのは、約 10 年前の話で、現在は「椎ノ木谷保全の会」が単独で取り組んでいる。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨を踏まえ、修正します。</li> </ul> <p>【修正箇所】</p> <p>浜松市にある特別緑地保全地区「椎ノ木谷」では、「椎ノ木谷保全の会」や「遠州自然研究会」等の民間団体がミカワバイケイソウの湿地の草刈等の保全活動を行っています。</p>
46	p. 156 県からの働きかけ	「情報提供のほか、教育機関・研究機関・専門家との連携・協働による環境教育の推進等を図ります。」と記述がある。大学に勤務しているが、そのような感触はない。	<p>E</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域戦略策定時から現在に至るまで、研究機関や専門家と連携したシンポジウムの開催や、高等学校と連携した高山植物の種子増殖等に取り組んでおります。</li> <li>引き続き、各種機関との連携・協働による環境教育を進め、生物多様性の保全と持続可能な利用につなげてまいります。</li> </ul>
47	p. 162 戦略の管理指標	データの置換え（時点修正）の基準が明確でなく、各担当課の裁量に委ねられているように感じる。たとえば、リバーフレンドシップ制度を活用する団体数の目標（2027 年度）は 850 団体であり、現状の団体数を考えると、達成は極めて困難な状況である。最新の状況を反映させ、より良いものを作ろうという意識が全く感じられない。	<p>E</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2019 年度又は 2020 年度の数値が掲載されている 5 つの管理指標については、今回の改訂にあたり、新たな管理指標として設定いたしました。</li> <li>それ以外の従来から掲載している管理指標の現状値については、進捗管理する上での基礎的な数値になりますので、更新は行っておりません。</li> <li>なお、各年度の現状値については、令和 4 年度ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議（第 2 回）の資料 1 において提示しておりますので、御覧ください。</li> </ul>

番号	該当部分	御意見の内容（概要）	県の考え方
48	p.168 今守りたい 大切な自然 及び候補地 一覧	ダムを候補地とするのは不可解である。 272 船明（ふなぎら）ダム 浜松市 305 佐久間（さくま）ダム 浜松市	C ・「今守りたい大切な自然」の選定にあたっては、県内において主要な生息・生育地を特定植物群落や天然記念物等の資料から抽出し、それに静岡県自然環境調査委員会各分類群専門部会から推薦のあった場所を加えた合計 352 か所がベースとなっています。
49		候補地として、椎ノ木谷（浜松市）がないのは不可解である。	C ・「今守りたい大切な自然（候補地を含む）」については、次期地域戦略の策定にあたり、静岡県自然環境保護調査委員会等の御意見を伺いながら見直してまいります。